

國第二十二回
參議院商工委員會會議錄第十五號

昭和三十年六月七日(火曜日)午後二時
一分開会

六月三日委員上林忠次君及び栗山良大夫
君辞任につき、その補欠として豊田雅
孝君及び中田吉雄君を議長において指
名した。

上原春水の追記
委員長 吉野 信次君
理事

吉池
高橋
山川
良一君
信三君
衛君

古池	高橋	山川	三君
信三	衛君	良一	君
通商産業省 事務長	アルコール	菊地	順一
工業	工業	地	君
○過度経済力集中排除法等を廃止する 法律案(内閣提出)	○アルコール専売法の一部を改正する 法律案(内閣送付、予備審査)	○中小企業等協同組合法の一部を改正 する法律案(内閣送付、予備審査)	○委員長(吉野信次君) それでは本日 これから開会いたします。 まず、過度経済力集中排除法等を廃 止する法律案、これを議題に供しまし て前回に引き続いて質疑を続行いたし ます。
上條	小野	上原	上原
白川	義夫君	義夫君	正吉君
苔米地義三君	六郎君	六郎君	正吉君
栗山	勇雄君	勇雄君	義夫君
海野	正人君	正人君	六郎君
河野	加藤	加藤	勇雄君
栗山	謙三君	謙三君	正人君
海野	三朗君	三朗君	加藤
白川	良夫君	良夫君	謙三君
苔米地義三君	愛一君	愛一君	正人君
石川	一雄君	一雄君	加藤
清二君	君	君	謙三君

<p>○海野三朗君　この前この委員会におきまして、この集中排除法においての質問におきまして、分割された会社がこの法案を廢止することによって、また再び合併して過度の経済力集中を来します。</p>	<p>○委員長(吉野信次君)　それでは本日これから開会いたします。</p>	<p>○アルコール専売法の一部を改正する法律案(内閣提出)</p>	<p>○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)</p>	<p>○過度経済力集中排除法等を廃止する法律案(内閣提出)</p>	<p>○専門員　林　誠一君 会専門員　山本友太郎君 会専門員　小田橋貞寿君 会専門員　桑野　仁君 会専門員　内田源兵衛君</p>
					事務局側
					常任委員 会専門員　林　誠一君 常任委員　山本友太郎君 会専門員　小田橋貞寿君 常任委員　桑野　仁君 会専門員　内田源兵衛君
					吉岡千代二君 吉岡千代二君 記内　角二君
					通商産業省 軽工業局長　吉岡千代二君 中小企業　吉岡千代二君

たすようなおそれはないかといふことは、三輪委員からの質問がありました際には、公取委員長は一応の基準として生産能力の三〇%という線を想定して、これより大きくならないよう警戒しているといふ御答弁であったと思いまして、この一応の三〇%という基準はどの産業でも一般的に適用されるものと解してよいものでありますからどうか、それとも業種によつて、場合によつてはあるいはこの三〇%よりも五〇%以上となつても差しつかえないというようなふうにお考えになつておるのかどうか、その点をはつきりと公取委員長に伺いたいと思います。

○政府委員(横田正俊君) 先般も申上げましたように、この三〇%と申しますのは、きわめて一応の基準でございまして、われわれが合併、あるいは譲り受け等の事件を取り扱います場合には、きわめて一応の基準でございまして、われわれが合併、あるいは譲り受け等の事件を取り扱います場合には、きわめて一応の基準でございまして、個々の事件におきましては、それが三〇%くらいございますと一応注意をする。まあこういう一応の基準でございまして、個々の事件におきましては、必ずしも三〇%をこえておるから絶対にいかぬといふには扱つておられないませんが、しかしこれが大体すべての産業を通じましての一応の基準といふふうに考えております。なぜペーパーントだけで単純にいかぬかと申しますと、これは御承知のように業界にはいろいろ事情がございまして、きわめて小さな企業がたくさんあるもの、あるいは大きな企業がわずかしかないものと

いいうようなことで非常に事情が異なっておりますので、たとえば二つの企業が合同しまして三〇%になりますとほんに現状もっと大きなか一セントというものがあるといふような場合では、その他の企業のあり方としたらどうかということを考えなければなりませんのでこの点は一かには申せないのでござります。きわめて特殊の例を一つ申し上げますと、旭硝子と日本板硝子、これが現在被るガラスの製造ではいわゆる二社独占でござりまするが、その前に徳永板硝子といたしまして何とかいたさなければならぬという場合に、その準備を大体二つに割りまして旭硝子と日本板硝子に併合になつたのでございまします。これは形式的に見ますと約五〇%に近いものが二つできることになるわけですがございまして、形式的に申しまするとときつきのペーセンテージをはるかにオーバーしているわけでござります。しかし、これは諸般の事情から幸えましてこれがもし片っ方へだけにくくというようなことでありますといふ問題がございますが、ちょうどゼ半をいたしまして二社に併合されたたゞいう場合にこれを別に独占禁止法上問題にしなかつたという事例もありますとござります。これは個々の場合々によりまして考えて参りたいと考えております。

○海野三朗君 もう一つ。そらいたし
ますと、日本製鉄といふものが元あり
ました。それを二つにぶち割つた、そ
うして競争をさせているわけであります
が、同じ一つの会社であつたやつが
二つに分割されて、その間に非常にロ
スがある。国家としても非常なロスが
あるのでありますけれども、これをま
あ公取の立場から言えば、分散したか
らいいのだといふうに見ておられる
かもしれません、ほかに川崎製鉄と
か、あるいは日本钢管とかそういうも
のがたくさん起つてきの後においては
この八幡、富士が合併するようなこと
があつても差しつかえないのか、また
その点については、国全体として考え
ますと、いうと、非常な損をしてお
る、一つの一軒の家を二つにぶち割つ
たから非常な損をしておるのであります
が、そういう点についての公取とし
ての一つの御所見を承わっておきたい
と、こう思います。

題といったしまして、現在の八幡、富士のこのままの姿で合併をするということは、前回にも申し上げましたように、独占禁止法上問題がござりますが、これは非常に業界の様子が變つて参りまして、他に有力な業者が出てくるというような場合がもござりますれば、今後非常に業界の様子が變つて参りまして、他に有力な業者が出てくるといふことは、前回にも申し上げましたように、独占禁止法上問題がござりますが、これは非常に仮定論になるわけでございますが、そういう非常な変動が生じました場合につきましては、もちろんそのときの状態において考え方なければなりませんが、永久にこの二社が合併できないということることは独禁法の観点から申しましてもないわけでございます。しかし、これはまあ仮定論でございますので、ただ一応の理屈の上からそういうふうに申し上げるわけでござります。

なお、前回申し上げましたように、独占禁止法の観点から申しますと、ただいま申すようになりますが、しかしまた、別な政策の見地からいたしまして、ある意味の独占を認めることができます。しかし有利であるといふような特殊な事情がござりますれば、その点はまた別途政策問題として考える、その場合には、独占禁止法をある程度適用を除外するといふようなことも考えられるのじゃないかと思います。

○海野三朗君 それから、ちょっと先の問題に戻りまして、この三〇%という基準は必ずしもそれを固執しない、ある場合には五〇%くらいまでにもいつた場合もあつたというお話でありまするが、まずばく然とでありますけれども、その五〇%がまず限界といふふうに考えてよろしくござりますか。その境界線がばく然としておるのでありまするけれども、ます大体

五〇%前後であればやむを得ぬ場合がある。こういうふうに考えてよろしうございますか。

○政府委員(横田正俊君) どうもバーセントだけで申し上げるのは非常にむずかしいのでござりますが、確かに五〇%ということがありますと、これは非常にむずかしいといふうに申し上げてよろしいかと思います。

なお、御参考のためにイギリスには、独占禁止法とはちょっと違つて、独占による弊害を排除するような別途の制度がありますが、その場合にもやはりある産業において三〇%以上の能力を持つつているものというのが一応対象になつて、その対象につきましていろいろこまかに調査をして、もし弊害があればそれを除去するというようなことをなつておつたように考えられますので、この三〇%というのは一つの、経験的から見ましたあるいは一応の基準というふうに考えられるのではないかと思ひます。

○海野三朗君 三〇%は基準でありますけれども、場合によつては五〇%くらいまでは行く場合があると考えてよろしくうございますか。

○政府委員(横田正俊君) 先ほどの実例で申し上げましたように、きわめて特異な例ではございますが、そういう取扱いをした事案もあるわけございまして、これによつてその他の場合も御想像願いたいと思います。

○海野三朗君 わかりました。これで私の質問は終ります。

○委員長(吉野信次君) ちょっと私から、この間も相談したのですが、つまり企業の大きいか小さいかということは、これは一応の基準であつて、やは

取り法律を解釈するときには、実質的に取引を制限するかしないか、それが公共の利益に反するか反しないかといふ、こういう点をやっぱり主においてやらないといけないのじゃないか。その場合に、そのことを判断する一つの資料として、三〇%とか五〇%とかいうことがあれば、一応は取引の制限を支配的にやっておるという、こういう結果になると、こういう読み方でいいだろうと思うのですが、そうすると海野委員の御質問の趣旨ははつきりしてきますから、それでよろしくうござりますが。

○政府委員(横田正俊君) 全くおっしゃる通りです。

○委員長(吉野信次君) ほかにこの法案につきまして御質疑はございませんでしょうか……御発言がございませんなれば、本法案については質疑は尽きたものと認めてよろしくうござりますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉野信次君) では御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。何か御意見がございましたならば……。

別に御発言がなければ採決に入つてよろしくうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉野信次君) では、御異議ないものと認めまして、これより採決に入ります。

過度経済力集中排除法等を廃止する法律案、これを全部譲題に供します。本法案に御賛成の方の挙手を願います。

○委員長(吉野信次君) 全会一致で、本法案は原案通り可決すべきものと決
定いたしました。
なお慣例によりまして、本会議における口頭報告の内容、それから委員長に
提出すべき報告書の作成等は委員長におまかせを願いたいと思います。よろ
しうござりますか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(吉野信次君) それではこの法案の御署名をお願いいたします。
ら、よろしくお願ひいたします。
多數意見者署名

古池 信三	高橋 衛
山川 良一	上原 正吉
小野 義夫	深水 六郎
松平 勇雄	加藤 正人
河野 謙三	海野 三朗
栗山 良夫	上條 愛一
白川 一雄	苦米地義三
石川 清一	

○委員長(吉野信次君) それでは次に簡単でございますから、政府の方からアルゴール専売法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明を願いまして、それから引き続いて中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明を願います。
○政府委員(島村一郎君) 本日ここにアルゴール専売法の一部を改正する法律案を提出いたしました理由について御説明申し上げます。
アルコール専売法が実施されましたがのは昭和十二年でありますから、当時にアルコール専売法の一部を改正する法律案を提出いたしました理由について御説明申し上げます。

この法律案のおもな改正点は、まず、罰則を整備いたしたことであります。現行の最高五千円の罰金を最高三年の懲役または三十万円の罰金に改め、場合によつては懲役及び罰金を併科し、更に不定量刑をも科し得ることとしますとともに、以下、犯則の内容に応じて二十万円以下、十万円以下または五万円以下の罰金もしくは料金を科することに改め、その科罰基準を最近の実勢に照らし整備したことであります。次に、専充法のうち取締り関係規定の不備な点を若干改正いたすこととしまして、第一はアルコール製造者及びアルコール充捌人が製造及び貯蔵設備を新設または変更いたしました場合、政府の検査を要することとしたこととあります。第二はアルコール製造者及び充捌人等に帳簿作成義務を課したこととあります。なお、その他これらとの関係条文を若干改正したことあります。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容の概略であります。何とぞ御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

次に中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

このたびの改正の目的は、本法施行後経験にかんがみまして、組合の組織部を改正する法律案を提出いたした次第であります。

及び運営の合理化並びにその健全な発達をはかるとするものであります。その内容はおおむね次の通りであります。

第一は、組合の設立について、従来の定款の認証制度を設立の認可制度に改めることであります。これによつて著しく不健全な組合の設立を防止し、組合の質的向上をはかり、組合事業の活発化並びに組合の信用の向上を期待しようとするものであります。

これに伴い、信用協同組合については、従来、設立についての定款の認証のほかに事業について行政庁の認可を必要としていたのであります。組合の設立の認可をもつて事業認可にかえることといたしまして、「協同組合による金融事業に関する法律」に所要の改正を加えたのであります。

第二は、役員の選挙方法について、従来の無記名投票による方法のほかに、定款の定めるところに従つて、指名推選の方法もとることができます。

第三は、組合の指導連絡団体として、中央会と全国中央会の二種類とし、都道府県中央会は、各都道府県ごとに一個

とし、都道府県の地区内に事務所を有する組合をもつて構成するものとし、これらの都道府県中央会をもつて全国中央会を構成することとしているので

あります。中央会の事業といたしましては、都道府県中央会については、共同経営体としての組合に対し、従来比較的

行きて届かなかつたきらいのある設立に当つての指導、経理面の指導等の個別的、具体的な指導に当らせるとともに、組合に関する調査研究及び情報の提供を行わせることとし、全国中央会については、都道府県中央会の事業の指導及び連絡に重点を置き、都道府県中央会の事業の健全な発展をはからしめるような事業を行わしめることといたしております。

第四は、従来、行政庁は、組合から定期的に業務についての報告を受けることができず、組合の指導上遺憾な点が多かつたので、今後は、定期的に決意関係書類を行政庁に提出させることといたし、行政庁と組合との関係を緊密化いたしますとともに、組合の実態を把握いたしまして、組合指導の円滑化をはからうとするものであります。

第五は、設立の認可制度の採用に伴い、行政庁の組合に対する監督権を若干強化いたしまして、組合法本來の趣旨を逸脱した組合や休眠組合に対する適正な指導監督を行い得ることといたしました。

以上がこのたびのおもなる改正事項でござります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(吉野信次君) ちょっと申し上げますが、今、中小企業関係の法

の説明ですが、そのほかに前回中小企業の金融に関する法案が三つ当委員会にかかるております。すなわち中小企

業金融公庫法の改正案、それから商工組合中央金庫法の改正案、それから中

小企業信用保険法改正案、この三つがございます。中央会の事業といたしましては、都道府県中央会については、共同経

営体としての組合に対し、従来比較的行きて届かなかつたきらいのある設立に当つての指導、経理面の指導等の個別的、具体的な指導に当らせるとともに、組合に関する調査研究及び情報の提供を行わせることとし、全国中央会については、都道府県中央会の事業の指導及び連絡に重点を置き、都道府県中央会の事業の健全な発展をはからしめるような事業を行わしめることといたしております。

政府にちょっと伺いますが、この間に何が資料の何がありましたか、中小企業等の金融について要求が、あれは前

にできて配りましたか。

○説明員(菊地順一君) お答え申しますが、この間で配りましたか。

何か資料の何がありましたか、この間に何が資料の何がありましたか、これが承わりた

わせて何か御質問があればお述べを願いたいと存じます。

政府にちょっと伺いますが、この間に何が資料の何がありましたか、これが承わりた

わせて何か御質問があればお述べを願いたいと存じます。

○説明員(菊地順一君) お答え申しますが、この間で配りましたか。

何か資料の何がありましたか、これが承わりた

わせて何か御質問があればお述べを願いたいと存じます。

○説明員(菊地順一君) 三カ月の期間さばき入がございますが、これに対し

て、この会社が政府に対しまして完済問題は、アルコール興業株式会社と酒

精産業株式会社という二つの普通充り

さばき入がございますが、これに対し

て、この会社が政府に対しまして完済問題は、アルコール興業株式会社と酒

精産業株式会社といふ二つの普通充り

さばき入がございますが、これに対し

て、この会社が政府に対しまして完済問題は、アルコール興業株式会社と酒

りたくさんになりますと、かえって二重に経費が要するというようなこともありますので、ただいまのところではこの二社で十分であろうと考えております。

○栗山良夫君 実は、このアルコールの販売代金が未納になつた當時非常に問題になつたのは、こういうわがままな会社を二社放棄しておいて、そらして良心的な第三者が売りさばき人としての認可を与えられたいという申請をしてもらつとも認可をしない、通産省おかしいじゃないかといふ声が相当あつたことは、あなた方御承知だと思ふ。今法律的に何ですか、この二社以外には絶対に認可をしないというはつきりした明文があるのですか。

○説明員(菊地順一君) そういう明文は法律上ございません。それでこの前巨額の政府納入金が焦げつきになつておつて相当問題になつて通産省が三十七年ですか、ずいぶん長期の返済計画で一応これを解決せられたことは了とします。丁としますが、その陰には、長年こういう二社だけに限つて通産省が保護、助成のごとき意味にとれる立場をとられて、そしてこりらのような不満感としては残つてゐると思うのですね。従つて、ただいまの説明だけではまだ国民感情としては了承し得ない点があるのじやないかと思いますが、その点はどういう工合にお考えですか。

○説明員(菊地順一君) 先ほど申し上げましたように、相當多額に上ります政府に対する滞納金を計画的に納めさ

しておるわけでございますが、その取扱い数量との関連におきましてその額も更して参りますので、ただいまの和解上ではこの二社に一定の予定される数量を扱わせるという計算上の根拠おりますので、取扱い数量が分散されるとまた滞納の返済期限が延びるのでないかというおそれが考えられますので、目下のところではこの二社といふことで考えておるわけでございます。

○栗山良夫君 そうしますと、結局負債の整理をする計画は一応立てたのだけれども、その負債の整理は表向きは二社がやることになつておるのだが、結局政府と二社との話し合いによって将来の営業権と申しますか、荷扱い数

量といふものを保証してやつてそらしこまで政府がいつまでも責任を負つてなんで、この二社のやつた不始末をそぞろに会社が金を払わないから訴え合ひ過ぎやしませんか。

○説明員(菊地順一君) しかし、これは民間企業でしよう、政府出資でも出ていますか。

○栗山良夫君 民間企業でしよう。その民間企業に対してどういう法律的根拠でそこまで厳重に監督ができますか。

○説明員(菊地順一君) それは法的根拠ではございませんけれども、裁判所の和解が昨年の三月に行われました。その条件といたしまして、完済するまでそういう監督を政府がやるということがあります。これが認められないといふことになつております。

○栗山良夫君 その場合に政府はあれども、弁済が済むまで荷扱い数量の不始末をして、なおかつ和解の点は不始末をして、なかなか和解の点はあつても、これはただ手段であつて、金を取りるために仕方がないから置くといふことは非常にいいことでありますけれども、それは一時頭打ちをしておる、そういうアルコールの需給見通し、アルコールの増産ということについて通産省はどういう考え方を持つて

弁済するような格好をとつて、内面に将来三十何年まで政府が二社に対し荷扱いの保証をしてそらして形式的に弁済相ととのつたといふような格好をとろうとすることは、あまりにもなれ合ひ過ぎやしませんか。

○説明員(菊地順一君) ただいまの点につきましては、この二社の経営者もすっかり現在では変つておりまして、内部の機構も立て直し、また、われわれ政府の方も厳重なる予算統制を実施いたしております。またサービスの点においておりまして、甘目に扱つておるという点ではなくて、厳重に監督しておられます。

○委員長(吉野信次君) 問題は、私が言ふのでは何だが、今の話は、ほんとうに会社が金を払わないから訴えたかというその説明がないのです。問題だと思うのです。

○委員長(吉野信次君) 問題は、私が言ふのでは何だが、今の話は、ほんとうに会社が金を払わないから訴えたかというその説明がないのです。問題だと思うのです。

○栗山良夫君 裁判所がそういう非常識なことは私はしないと思うだらうから聞いたのですが、これじゃどうも私にはわからないのですよ。だから、これはやはり何ですね、通商産業省に来てもらつて一へんはつきり始末をつけてもらわなければ、私どものために弁済相ととのつたといふような格好をとろうとすることは、あまりにもなれ合ひ過ぎやしませんか。

○説明員(菊地順一君) しかし、あるいは説明員だけじゃ無理だというのなら、どうでしょ、ほんとうの委員の方にお伺いしますが、この次に責任ある当局からその点についてもう少し御説明があれば御説明を伺つておいた方がいいと思うのです。政務次官が今日は見えておりませんが、本の問題になつて、今日は局長も見えないから、あるいは説明員だけじゃ無理だというのなら、どうでしょ、こう思います。もし、そういう根柢で、それでも荷済が済むまで荷扱い数量の不始末をして、なつかつ和解の点は不始末をして、なかなか和解の点はあつても、これはただ手段であつて、金を取りるために仕方がないから置くといふことは非常にいいことでありますけれども、それは一時頭打ちをしておる、そういうアルコールの需給見通し、アルコールの増産といふことにについて通産省はどういう考え方を持つて

ものは自分の力で返済をするというのが通常の建前だと思うのです。ところが、お前は国に損害をかけた。従つて将来何年間は身分を保障してやるからもらつた給与の中から毎月弁済をしない、こういうやり方とちつとも変らないわけですね。そういうやり方といふものが妥当であるかどうかという点について私はどうも了承できないのです。これはなぜ私が記憶をしているかというと、かつて決算委員をやっておりました当时、これがずいぶん問題になつて、私は若干その研究をしたことがあるのですからね。たまたまきょう出てきてアルコール法の説明を受けたから思い出したので、決して巷間伝えられておるデマなどを根拠にして申し上げたわけじゃないので、これは御了承願つておきたいと思うのですが……。

で、むしろそちらの専門であられる高橋委員がおられますので(笑声)そちらからお聞きいただくなげつこうだと思ひます。酒税法では少しでも作つてはまずいことになつております。ひつかることになつております。

○海野三朗君 ああ、そうですか。

(笑声)

○河野謙三君 ちよつとお尋ねしますがね。先ほど工業原料のアルコールは大体需給関係は合してあると、こういうことでしたが、しかばその工場の能力に対する生産量といふものはどうなつてゐるのですか。工場の稼働率です。

○説明員(菊地順一君) アルコールの製造工場には官営と、民営の工場に委託して生産させる分と両方ござりますが、官営におきましてはこれも各工場ごとに非常に違いまして、糖蜜を主とする工場、それからカンシショを主とする工場といふふうにございます。カンシショの工場につきましては、カンシショの収穫の時期の関係で非常に操業率がどうしても制約されて参りますのでこれでこうございますが、全体としてはこれは約五割強くらいの操業率になつております。

○河野謙三君 そうすると五割程度ということは、五割だけは過剰設備といふことですか、現在のところでは。

○説明員(菊地順一君) 現在の設備は戦争中液体燃料としてガソリンに混用して使いましたときの材料を基礎として建設してござりますので、その需要量が減つておりますものについては設備に余裕があるわけでござります。

○河野謙三君 その工場設備について今は今後どうふうに処分されるの

か、何か方針がきまつておりますか。
これを民間に払い下げるとかその他の適
当に処分するとか、さもなければ生産
量をふやして、工業用は需給関係は一
応バランスがとれておるから、一般用
の方に、一部設備を改造して一般用に
向けるとか、何か過剰設備五〇%に対
しての政府の今後の処分方法について
何か御計画がござりますか。

○政府委員(吉岡千代三君) 通産局長
会議で説明しておりますとして、大へん遅
れて失礼いたしました。ただいま御審議
擱の過剰設備と申しますか、現在五〇%
程度の生産しかやっておりませんので、
それをいかににするかといふことは
は、今後われわれの最も重要な問題と
して検討しなければならぬと思ってお
ります。それで、これの将来の需要を
一体どう見るかという問題があるわけ
でございまして、たとえばヨーロッパ
諸国においてやつておりますガソリン
に対するアルコール混入というような
ことを一部でも実施いたしますと、こ
れはフル生産いたしましてもとうて
足りない、こういうふうな関係がござ
います。それから溶剤等の今後の需要
の増加と、いろいろ考慮に入れなければ
ばならぬと思いますが、一面におきま
してバルブの廃液でありますとかアマ
ニトロ化水素のアルコール競合品の生
産高なども相当に考慮に入れなければなら
ぬと思います。しかしこれにはまだ数年
の時間的余裕もあるかと思います。そ
た工場の整理ということになりますと、そ
と、労働問題等の関係も慎重に考慮
しなければならぬかと思います。そ
い下げ、という点につきましては、そ

私は、こういうことを二年も三年もほつておくことは怠慢と思います。ありますから、これは払い下げがいい、貸与がいいか、さもなければその設備を一部を改善して工業用のアルゴール製造設備に切りかえるとか、設備取りかえができるでできないか、そこはいろいろとありますから、切りかえがいいかどうかしりません、なりませんけれども、何か遊んでおこなう%といふものを処分することによって、大きくコストに作用していくじゃないか、これを何とかされなければ、ただイモがいけないから糖蜜を入れるのだ、それも私はけつこうだと思いますが、もう少し基本的に工場稼働率を上げるということについてか抱負をお持ちになつておるかどうかということを伺つておる。今はいろいろお考えになつておりますけれども私はいつでも悪口を言うけれども、えるのはけつこうでありますけれども、これからだ、これからだと言つ死んだ人がありますから、死なないに何とか具体案を出していただきなければいけない。何か具体的にその剩設備についての設備の一部改善か、貸与とか、払い下げとか何かをければいいけれども、これが御承知のように、イモを主原料といったします工場につきましては、申すまでもなく大体この秋ごろから冬場が主として生産する時期にない場合等立等級の特徴がござりますが、これは御承知のように、イモを主に利用する工場につきましては、申すまでもなく大体この秋ごろから冬場が主として生産する時期にない

さらにはコストの安い競争品等の関係を考えまして、慎重に今後の需給関係その他を見ておる、こういう状況でございまして、今直ちにはそれ以外に急にふえるものはなからうかと思います。
○上原正吉君 アルコールの専売といふのは最近のもので、昔は自由だつたように思つておりますが、結局日支事変時分から工業原料といふよりもむしろ内燃機関の燃料として非常に重要であるから、その生産設備を政府が掌握しよう、こういうことで専売法ができたのじやないかと思うのですが、現在そういう必要な消滅しちゃつておるのでも、いつまでもアルコールの専売を繼續する意義を失なつておるのじやないかと思うのですが、この点はどうですか。

○上原正吉君 安く作るために専売法が必要であり、それから政府が直接製造する必要があるといふ方に聞えたのですが、どうも私には、政府が官営でやれば民間でよりも安くできるということが得心できないのですが、現在民営の工場でやつておる四五%と政府が公営でやつておる五五%の製造のコストはどんな割合ですか。

○政府委員(吉岡千代三君) これは両方の経理の制度が異なりますから、直接に比較はなかなか困難だと思いますが、たとえばいろいろの製品の歩どまりと申しますか、そういう技術的の関係、それから同じようにもう買付を行いますが、その購入価格等を比較いたしましても、決して民間の工場に劣っていない、むしろ政府側が原料は安く購入する、製品の歩どまり等もよいというのが数字的に出ておるのであります。まあこれは以前から相当の歴史を持っておりますし、私どもとしてはまあ今後なお大いに努力はいたさなければならぬと思いますが、その点につきましては技術的にもその他の点にある程度の自信は持つておるのであります。

○上原正吉君 私は現在のアルコールの専売が意義を持つておるとすれば、アルコールは飲料に供される、そしてこれは十分な管理ができるないと、酒税の収入に大きな影響を与える。だからアルコールを専売にして生産の設備を政府が掌握しようとしておる、こう税を解釈するわけなんです。そらなんなります。

○政府委員(吉岡千代三君) 私どもの考え方といたしましては、基本的には関係の化学工業その他の工業に、なるべく安く、また安定した価格で製品を供給したい、いわば産業政策的の見地を基本と考えておりますが、同時に御指摘のように、酒税確保の關係から申しましても、この制度は必要であろうとこう考えております。

○上原正吉君 化学工業の原料として必要なのはアルコールだけでなくて、はかにたくさんあるのです。むしろアルコールより重要なものが現在はたくさんある、そういうのも大切な工業原料だから、政府が掌握して専売にするということは筋が通らないと思うのです。すると、政府は将来重要な化学工業の原料は専売法を施行して政府がこれを掌握すると、こういうふうなお考えなんですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 現在やつてないものを新規にやるかどうかといふ点については問題があるかと思ひます。ただ現在やっておりますことそれ自体は、私は意義を十分持つておるし、また今後企業的にもなかなか困難な面がござります、そういう面から由しましても現在の制度が適当であると考えておる次第でございます。

○上原正吉君 そうするとアルコール専売というものは、昔のようにこれを解除して、民間の企業にまかせて、そして自由に競争させるというような考え方方は持っていないと、こう解釈していいわけですね。

○政府委員(吉岡千代三君) ただいまのところそういう考えは通産省としては持つておらない次第でございます。

○上原正吉君 私はアルコールは燃料に供されるから重要なと、それから国庫の収入にこれは影響を与えるから重要なと、こう考へておるのですが、政要だと考へておるのですが、むしろ専売にするならば、酒一般を専売にすべきだと、こう考へておるのですが、政府は酒類を専売にするという考へ方は持つていませんか。

○政府委員(吉岡千代三君) これは国税庁の所管でございますので、私どもからお答えするのはいかがかと存じますけれども、やはり酒の関係は先ほどちょっと申し上げましたように、いわゆる収益専売と申しますか、そういう性格が基本であり、また原料等の関係も現在においても相当違いますし、今後はさらに異なってくるんではなかろうか、いわば目的において異なる点がござりますし、ひいてはその指導方針等も異なると思いますので、私どもの立場から、いわゆる産業政策的の見地から、アルコール専売は、現在程度で十分ではなかろうか。その他の点につきましては国税庁の所管でございますので、私としては意見を差し控えさせていただきたいと思います。

○栗山良夫君 さつきのアルコール会社のことをちょっとと、「三点伺つておきます。そのアルコール会社は例の問題が起きてから、首脳部の入れかえがあつて、人がかわっていると、どういう工合にかわったのですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 両社の社長並びに実際上の仕事を担当しておりました常勤重役の入れかえを行つたわけでございます。

○栗山良夫君 それはそれぞれ何名ずつですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 片方が七名、片方が五名、両社で十二名でござります。

○栗山良夫君 その十二名入れかえをせられた新しい役員の方々は、それはかつて公務員あるいはこれに準する職責にあつた人ですか、あるいは全然民間人ですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 両社の社長は以前、相当以前でございますが、商工省に勤務しておられた方でござります。これはただいま指摘の不始末の収拾をしていただくという意味も含みまして、社長に就任していただいておるわけであります。その他にはあと二名くらいおつたかと思ひますが、これはごく例外的でございまして、それだけでございます。

○栗山良夫君 それからもう一つ。この売りさばき人に許しておるマージンですね、マージンは不始末ができておつた当時とそれからこの和解ができるまで再出発をしたあととでは、その率はどうなつておるのでですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 別段変りはないそうです。ございます。

○栗山良夫君 同一の率ですか。

○政府委員(吉岡千代三君) さようござります。

○栗山良夫君 それからもう一つ伺います。先ほど売りさばき人が政府に納める代金は三ヶ月の余裕期間があるとおっしゃつたのですが、それはよくわかりました。大体二ヵ月ぎりぎりに納められておるだらうと思います。売りさばき人が末端の小売り関係からずっと集金をしておるその平均売掛の期間というのは一体どれくらいですか。

○政府委員(吉岡千代三君) これはそのときときの事情によつても違ひかと思ひますが、通常七十五日ないし非常に長いもので百二十日といふことに長いつておるそらでございます。ただ、その際に必要なものにつきましては担保を取ることを実施しております。

○栗山良夫君 この会社のそれぞれの利益率はどの程度に見ておられますか。

その和解をした年賦額にこれを追加いたしまして、余裕のある限り弁済をすると、こういう契約になつておりますので、その余剩のありました場合は、さらにそれに相当する債務を計算して落していく。でありますから、結論としては、先ほど申し上げましたように、完済するまでは、利益が出ればそれだけ債務も追加計算して落していくわけありますから、完済までは利益

國の方へは三ヵ月あるいはそれ以上とつて焦げつきにしておる。そうして小売の方からは苛責なく集めて利子かせぎをやつておつたといふことが、當時だいぶ指摘された。私はこの点は記憶に残つておるのである。それをやつて焦げつきを出したというので、當時だいぶ非難を受けた。今日も伺いますと、通常七十五日ということでありますが、そうすると二ヵ月

小びんに入れて、いわゆる一般用と申しておりますが、先ほど来御説明いたしておりますのは工業用の分でございまして、これが全体の八割以上になります。と思ひますが、その他に家庭で使いますらがいのためのアルコールランプをつけるとか、そういう小口需用のために一般に市販しておるもののがござります。これは工業用の値段で売りますと、これが直ちに酒の密造に使える

りました通り、当時欠損生による不良な幹部の責任行為が生じたのであります。普通に怒やつておれば、ある程度の利潤を上見ておるということでありますが、それから、最近はそういうわけが前に不始末いたしましたので、光らしておりますので、今後は

○政府委員(吉岡千代三君) 現在のところ先ほど申しました政府に対する債務がございまするので、両方とももちろん配当はいたしておりますので、何と申しますか、要するにそれが完済されるまでは少くとも黒字にはならないと、こういう状態でございます。

○栗山良夫君 黒字にはならないといふのは、黒字にしないように操作しておられるわけですか。

○政府委員(吉岡千代三君) さようだござります。

○栗山良夫君 そうしますと、黒字にしないよう操作しておられる内容といふものは、どういう工合にやつておられるのですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 和解をいたしました際、約三億円の債務を持つておりました。これを一方は昭和三十一年、一方は三十七年までに年賦で弁済すると、こういう契約をしておりましたので、会社といたしましては、一応年賦相当額をその都度債務に計上すると、こういう経理の仕方をいたしておるようあります。ただし、剰余金がそれ以上にあります場合は、さらに

○栗山良夫君 要するに、政府の操作されておるのは、両会社とも収支計算においてはプラス・マイナス、ゼロ、全然利益率ゼロと、こういうラインを敷いて、そして債務だけは即納ができるようにしてあると、こういうことですね、そうしまするといふと、私は一つ疑問が出てきたのですが、それはマージンが再建するために再建前よりも少しでもよく見てあるということであれば、あるいはそういうことが理解できることだが、事件が起きる前と今日とではマージンの率が同じだと、こういうことになつて、しかもその比率で再建後はこれだけの負債を年々返して行くんだと、そんなふうに余裕があるといふのに、再建前はどうしてそんな焦げつきを作つて、べらぼうな負債を出して國に迷惑をかけたかということが一つ疑問になるのです。これは当時決算委員会でも問題になりましたけれども、はつきりした答弁がなかつたのです。まあ通俗な言葉で言えば、うやどやに済んだのです。その点が第一の疑問です。それから第二の疑問は、三ヶ月、国庫収納について余裕が与えてあります。が、當時問題になつたことは、

月ちょっとですから、日歩で勘定しなつて相当多額な金ですから、これはやはり利益が出てくる。そういう点について通産省としては、これは局長今までになりませんでしたから、この質問がどういうところから出でるか、あとで説明員からお聞きを願いたいと思いますが、私が今たださんとしておるところはどういうところか一つお聞きを願いたいと思いますが、そういう点になお多くに疑問を持っておりますので、この次に御答弁を願うとまことに御準備を願つておきます。

○政府委員(吉岡千代三君) 詳細の事情は私承知いたしておりませんが、大筋は、たゞいま御指摘のように、いわゆる終戦後のああいう道徳的な混乱のときにおいて、まあ不良な幹部がおりまして、これが不良な金融ないしは浮き貸しと申しますか、そういうことをやつたのが主として今の原因であるというふうに承知いたしております。その後もちろん会社自身として職員の整理でありますとか、経費の節約、その他の整理をやつたこともござりますが、実はただいま御質問の点は、私も参りましたときに疑問を持ちまして、いろいろ調べてみたのですが、普通葉局その他の充てております

わけであります。この分につきましては酒税相当額と申しておりますが、要するに酒と同じだけの税金を加えますと、工業用の分は八万三千円くらいで一キロリッター当たり売つております。それから輸出用その他でありますと、六万円とさらに値引きして売つております。いわゆる一般用の分につきましては、キロリッター当たり三十八万円程度で売つております。普通のガラスの二合びんくらいになりますと、普通の揮発油と書われておりますびんにいたしまして大体百円くらいで売つております。それでこの需要が最近相当ふえております。会社といたしましても、このいわゆる一般用の販路開拓については、いわゆる会社の営業的な意味において相当努力を払つております。従いまして、そういう非常に有利に売れる分の収入がふえております。もちろんそのうちの酒税相当額は国庫の方に納める関係がありますが、要するに、そういうふうにして売り上げをふやす、有利なものの扱い方をふやすというような点において、それだけ手数料は同じであっても、年賦金を弁済し得ると、いう状況にきておるわけあります。しかし基本的には先ほど御指

三朗君 ただいまの、その前のうら不始末は絶対ないと、こういふに確信をいたしておる次第であります。
菊地順一君 ずっとこまかにございましたが、要するに浮舟の行為によつてそれがかけ倒れに、そのためには政府に納入すべき保障を生じたというのが主たるあります。
三朗君 それはどういうふうにしては処分をされたんですか、私たちの責任に対しても……。
菊地順一君 責任者は背負ひ發いたしまして、ただいま訴訟中であります。それから債権闇判上の和解をいたしまして、会社上可能な限り年賦で弁済することと、その後は順調に入つて年金の二月頃だったと思ひます。当初の予定以上に促進されす。当初の予定以上に促進されす。
三朋君 このアルゴール専売と、どれだけの利益が年間あります。
といふ現状でございます。

○委員長(吉野信次君) それに関連して、利ざやなんか何ばとっているのですか。それからほかの専売、たばこなんか、元売捌人の利ざやの比率はどういうふうになつておるのでですか。

○説明員(菊地順一君) 最近の実績で申しますと、昨年度の売り上げは約三十億でございます。それに対しまして、国庫に納付いたしました額が約七億七千万円でございます。しかしこのうちには前年度からの繰り越し、その他の関係もございまして、いわゆる利益金として考えられるものは約五億円でございます。これは先ほどちよつと申し上げました、そのほとんど全部は一般用として小びんで一般に自由に販売しておる分の収入でございます。

それからその他の工業用につきましては、これは要するにコストが下れば、それだけ値段を下げるという建前をとつておりますので、最近におきましても、昭和二十六年の一キロ当り十二万七千円が最高でございまして、その後十万円、九万円というふうに毎年下げて参りました。現在は八万三千円といふことにいたしております。従いまして、一般用以外は、これはコストが下ればそれだけ値下げの方に使って参る、こういう関係でいたしております。他の専売、私詳しくは存じませんが、これは常識的にコストよりまあ税収の分が数倍ということは常識でござりますので、アルコールの方はただいま申し上げましたように、一般用の分についての利益を中心として国庫に納入しておる。工業用の方からも利益を期待しない、こういう建前で運用いたしておりますわけでございます。

○委員長(吉野信次君) ちょっと問題連しまして、平均して利ざやは何ぼもらつてあるのですか。一休元売却額入は政府のものを扱つて、何ぼの利ざやをもらつてあるのですか。絶対数はわからないでしようが、一休何ぼの歩をもらつておるかといふことがわかりいふと思つて……。

○説明員(菊地順一君) 全体を平均いたしまして、販売会社の利ざやと申しますか、約七千円でございます。ただし、これには運賃、容器代等を含んでおりますので、純益はいく一部であります。

○委員長(吉野信次君) 一キロ当たり平均して何割の利益になるのですか。

○説明員(菊地順一君) 販売価格が工業用とその他のと異なつておりますが……。

○委員長(吉野信次君) だから平均……。

○説明員(菊地順一君) 八万五千円、一キロ当たりに考えております。それからいたしますと、七千四百円でござりますから、八%弱といふ程度だと思います。

○海野三朗君 そうしますと、年間の、ただいまのお話では利益金が約五億。そうしますと、そのうちからやはり人件費とか、いろいろなものを差し引かれるわけですか。それで年々返済していくお金は昭和三十六年までどれくらい年返済して穴埋めをやっておるわけですか。

○政府委員(吉岡千代三君) ただいま申し上げましたのは、五億円と申しますのは、アルコール特別会計から一般会計に納付しております額が五億円でございます。これは純粋にそれだけ財

政収入になつておる。ただし、この点については一体工業用アルコールか、そういうものを期待することはどうかという問題は一つあると思ひます。現在はその酒税相当額は国庫に、一般会計に納付する、こういう建設をとつております。それから販売会社に対する債権でございますが、和解いたしました際は約三億円ございまして、現在の残高が約二億円でございます。それで二社別々に和解の契約をしておりまして、一社は昭和三十二年の終り、一社は昭和三十七年の終り、こういう契約になつておりますが、先ほど申し上げましたように、最近業績も大体順調に推移いたしておりますので、その和解条項の期限よりはある程度繰り上つて完済になるものと考えております。

○海野三朗君 そうしますと、これはもう返済してしまえば、あとはその会社の利益になるということになりますか。

○政府委員(吉岡千代三君) その際にこの販売会社の利幅をどう見るかという問題になつて来ると思います。それで、やはりこれは販売会社と申しましても、いわば公益的性格を持っておる会社でございますので、一般企業として適正な程度の利益は別でございますが、それ以上に余剰のある場合には販売価格の面それを調整いたしまして、最終製品の価格の引下げにこれを使いたい、こう考えております。

○河野謙三君 私は一つ重複するかもわかりませんが、重ねて伺いたいのですが、先ほどの、これを民営に移したらどうだという御意見につきまして、私は非常に傾聴に値するものだと思ひます。

うのですが、民営に移さないで、現在のままがいいんだという一番大きな理由はどういうわけですか。これは戦時中出発したものであって、この専売法が出発した当時の戦時立法ですね。その時の事情といふものはもう解消しているのですから、現在なおこの制度を残さなければいかぬという一番大きな理由ですね、こまかなるものは別として……。どうしてもこれでなきやいかぬ、民営に移せないのでという大きな理由を。

○政府委員(吉岡千代三君) いろいろこまかい点を申し上げればござりますけれども、端的に申しますと、産業の政策に応じたできるだけ安く、しかも安定した製品を供給するためには、やはり現在の制度を維持するのが適当であろう、こういう考え方を持つておるわけであります。

○河野謙三君 私もその安い、高いかの問題が一番大きな問題だと思ひます。そこでここに官営のものと民営のものと二つありますね。このそれぞれの民営、官営の工場についての精細な原価計算等をされて比較検討をなすったような資料はござりますか。

○政府委員(吉岡千代三君) 会計の制度が違いますから、これは直ちにこれで比較するということも困難かと思いますが、要するに消費者の負担になる最終的の原価といふものを申し上げるのが一番手っ取り早いと思ひます。それで申し上げますと、二十九年度の実績で見まして、なまイモを原料にいたしております場合は、キロ当り官営工場の方が七万四千九百円、民営工場の方が八万五千二百円、それから糖蜜を原料にいたしておられます方が、官営工場の

方が四万五百円、民営工場の方が四万三千三百円。これは比例費だけを申し上げましたので、その他に若干の固定費等もございます。まず結果的にこれが消費者の負担になつておるわけでござりますから、もちろん賃金ベース等の違いもありますから、直ちにこれでどうということは申し上げられませんが、要するに最終的に消費者の負担になつておる額はこれであるということを申し上げれば一番手つとり早いかと思ひます。

地があるということで、もう少し検討をされたらしいのじゃないかと、こういふうに私は思うのです。これは私は特に政務次官にお伺いしたいのですが常識から行けば、同じ条件のもとに出発すれば、官営より民営の方が安いということは、これは当たり前なんです。ただ、民営であつては取締りができるやむを得ざる事情のために官営といふものはあるけれども、そうでない限りにおきましては、これはもう何と申されたって民営の方が安いことは当たり前なんだ。現在アルコールがもう生産費が安いか、高いか以外に、それ以外にこのアルコールを専売にしておかなければ残った問題はないと思うのです。そういう意味合いで御検討をなさる御意思があるかないか、それとも検討の余地なし、もうこれこれこういう事情で、これは専売で行くんだといふことは政務次官に一つお答え願いたいと思います。

○政府委員(島村一郎君) 御説はまことにごもつとも存じます。それは

○河野謙三君 もちろん他にもありますけれども、このアルコールの専売のことについては御検討なさる御意思があるかないか、検討の余地なしとおっしゃるのか、大いに検討いたしましょうということなのか、それを伺いたい。

○政府委員(島村一郎君) もちろん検討いたす予定であります。

○上原正吉君 今お質問の関連でありますけれども、今お述べになつた値段は、民営の場合のものは、民間から政府が買い上げる値段であり、官営の場合の値段は政府のコストだと、こう聞いて間違ひありませんか。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほど申し上げましたのは、原料費、副原料費、機関費、動力費というような、いわゆる比例費の合計を申し上げたのであります。従つて公租公課とか、その他の負担は入っておりません。もちろんこれは買上価格の基礎になるものでござりますから、これにつきましては実際に工場等も調査いたしまして、帳簿その他について調査した結果の数字であります。

○上原正吉君 私は民間の工場で作ったものの値段といふものは、民間から

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほど申し上げましたのは、比例費の合計を一一番比較的比較の強いものとして一例と申して申し上げたのであります。

○上原正吉君 そうすると、民間から

○政府委員(吉岡千代三君) このほかに固定費、それから若干の利益その他の料として頂けますか。例えば各原価計算の項目別にその中の原料費が幾ら、事務費が幾ら、こうしたこととで原価計算の形式に基く資料は頂戴できますか。

○河野謙三君 先ほどの原価計算は資料として頂けますか。例えば各原価計算の項目別にその中の原料費が幾ら、

○政府委員(吉岡千代三君) これは高

足の行く程度のものが差し上げられますかどうかわかりませんが、できるだけ御参考になると思われるものを取り出しまして差し上げますことにいたし

ます。

○河野謙三君 私は決して疑うわけ

じやありませんが、今お話のように、どうしても民間から買い上げる価格と

いうものは公租公課を引いて、しかもなお先ほどお示しのように価格の開きが出るとは、どうしても常識上納得で

きない。でありますから、あなたに失礼でありますけれども、原価計算の様式に基づいて原価計算をして一つお示しをいただきたいと、こう思います。

○栗山辰夫君 実は私先ほども河野さん

の質問の中で、民間ならば必ず安いのだというような前提のもとに御質問になつたのですが、これについて通産省は全然反論になつていないのであります。そういうこととていいのですか。私は民営が必ず安いということにはいろいろな前提条件がなければいかぬと思うのです。たとえば国の財政投融資を期待しておるような民間事業といふものもあれば、完全に自己資本だけでやっている民間事業もあれば、いろいろな形態があるのであります。従つて民間事業だから官営よりは安いのだといふ即断がそのまま成り立つとすれば、僕はこの間できている電源開発会社といふものは、民主党の政府は、さらにあれを大きくして電気代を安くしたい、民間の電気会社などはだめだといふのであります。そういう理屈などはおよそ成り立たないものである。そういう工合に簡単に私は割り切れないと思うのです。これが非常に価格の変動が多いわけでありまして、これも昨年来交渉いたしました。トントン当り確かに二十一ドルに値下げをしたわから買付けておるわけであります。

○河野謙三君 先ほどの原価計算は資料として頂けますか。例えば各原価計算の項目別にその中の原料費が幾ら、

○政府委員(吉岡千代三君) これは高

足の行く程度のものが差し上げられますかどうかわかりませんが、できるだけ御参考になると思われるものを取り出しまして差し上げますことにいたし

ます。

○河野謙三君 これは買上価格の基礎になるものでござりますから、これにつきましては実地に工場等も調査いたしまして、帳簿

○上原正吉君 政府が買上価格を一基目三十円そこそこというふうに予定

いたしまして生産計画を立てておった

わけであります。現実には四十円を

こすというような現状になりまして、

○政府委員(吉岡千代三君) これは高

足の行く程度のものが差し上げられますかどうかわかりませんが、できるだけ御参考になると思われるものを取り出しまして差し上げますことにいたし

ます。

○河野謙三君 これは民間側にもいろいろ御意見もあ

ります。実は毎年買上価格をきめます場合にそういう議論をやっておるわけあります。ただし、たとえば昨年のように、大体なまマイモー

リ反論してもらわなければ僕らは困ります。

○政府委員(吉岡千代三君) これは高

足の行く程度のものが差し上げられま

る。これは民間側にもいろいろ御意見もあ

ります。そこで、それから払下げ

の実情から申しましても、当初北海道の二工場を払い下げたわけであります

が、これは結果的には二工場ともつぶれただといつては極端であります。

○河野謙三君 これは高

足の行く程度のものが差し上げられますかどうかわかりませんが、できるだけ御参考になると思われるものを取り出しまして差し上げますことにいたし

ます。

をやるかという問題も真剣に検討すべきであります。これも労働問題等に十分の準備をいたした上でないと実行することが困難だと思います。いろいろ考え合わせまして、現在のところからにこれを払い下げるとしていたしましても、おそらくそういう原料割当の保証のない限りは、実際問題として問題にならない点があるというのが現状であります。(河野謙三君「わかりました」と述べ)その点は一つぜひとも御了承をお願いしたいと思います。

○河野謙三君 今、栗山さんからのお尋ねは、私が何でも官業に反対しているかのよならぬことを申し上げたようにお取りになつたかもしませんが、私はそう言っておるのじやない。官業には官業でなければならぬ理由があるわけなんです。これは公其の利害に非常に影響があるとか、また一部官業にすることによって民間工業を刺激し、もしくは民間工業の暴利を牽制するとか、こういうことでおのずと官業には官業の理由があるのですが、今のアルコールの専売につきましては、先ほどからの御説明ですと、一番専売をこのまま持続しなければならぬといふ大きな理由はコストの問題にかかるつておりますから、コストの問題だけのことになつてきますと、私は必らずしも官業といふものにとらわれないでいいのではないか、こう思ふのです。余談ですがれども、たとえは官業でなくとも、澱粉工場で民間の人が民間の個人の企業でやっている澱粉工場と、農業協同組合がやっている澱粉工場と、この一体成績はどうなつておられますか。これはすでに御承知のようになりますが、農協のやっている澱粉工場といふ

のはみんなコストが高いのですよ。これは大体原料の仕入れがますいのです。それから固定費がほかいかつてありますから、民間の個人もしくは会社がやっている澱粉工場に対して農協がやつてさそも、しかも競争ができるといふ。しかし農協が澱粉工場をやるというのには、もうかる、もうからぬといふ直接の利害以外に、農協がイソの処理を澱粉工場においてやるといふことによって、イその価格はある程度コントロールするといふところに大きな理由があつてやつておるわけです。だから私は能率という点から言えは、栗山さんはいろいろおっしゃるけれども、能率そのものからいっても農協と個人と比較しても農協の方が悪いのであって、これを官業にしたらさらにもっと能率が下るのは当ります。能率以外の理由があれば別でありますけれども、能率だけからの理由によつて官業の方の能率がいいからという結論を出されても、民営に対して検討をする余地がないといふような通産省の態度であつてはならないと思います。私は官業をやめろといふのではない、もう少し両者検討されるだけの含みがあつてしかるべきじゃないか、こういう意味ですから、栗山さん、どうぞ誤解のないように……。同時に私がお尋ねいたしました、又要求いたしました資料はぜひ御提出願いたい、こう思います。

ントであることは否定しません。官営が民間より能率が低いということそしりを受けるような官営といふものは大いに反省すべきだと思います。そういうふたびれた官営ではだめなんですが、なつかつ産業を維持して行くもう一つのエレメントは資本なんです。その資本を国財政教融資において、国民の負担において産業を育成するか、しないかといたことについて、これは問題があるのであって、一般産業の理論から言うと、なかなかそうは参らぬと思いましてが、河野さんが今はつきりさしていただいたので了解しておきます。しかし政務次官はそのことに一貫に賛成されたが、これは少しおかしいですよ。(笑声)

なお話がありましたが、それを別に悪いと、そのことを私は批評する考
みなし、何もないんだが、とにかく二つのアルコール会社というものの性格についてさつきから問題になつてますから、そこをどういう割合のものであるかということを、この次でいいから、いい悪いを言うのじゃないのですが、一応お調べがついたらこの委員会に資料をお出し願つたわけこうだとお思ひます。これを申し上げておきます。

○政府委員(島村一郎君)　ただいまの栗山さんのお言葉にお返しじゃないのでござりますから、どうか御了解をいただきたいと思います。現在といたしましては、通産省はやはり専売制度で行くべきだ、これが最善だとは考えておりません。しかもしもつといい案がありますれば、これを採用することにやぶさかでないと存じます。でありますから、できるだけ一つ検討いたしまして、いい案があるかどうかといふことについて勉強してみたい、そういうふうとでありますから、どうか御了承願います。

姿に立ち返つておるのでありますから、やはりそういうところ、あとからその措置、それをはつきり、つまり国民の疑念を払うためにもはつきりさせていますので、この次までにその辺の資料を一つ御提出願つておきたいと思ひます。

○委員長(吉野信次君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

業を利用した分量に応じ、又は年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。

3 企業組合にあつては、前項の規定にかかわらず、剩余金の配当は、定款の定めるところにより、年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じてし、なお剩余があるときは、組合員が企業組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

〔第五節 解散及び清算〕を「第六節 解散及び清算」に改める。

〔第六十二条第一項中第五号を次のように改め、第六号を削る。〕

五 第百六条第二項の規定による解散の命令

第六十二条第一項中「前項」の下に「第一号又は第四号」を加え、「遅滞なく」を「解散の日から二週間以内に」に改める。

第六十三条の見出し中「合併等」を「合併」に改め、同条第一項中「合併等」を「合併」に改め、同条第二項中「又は事業の全部の譲渡」を削り、同条に次の二項を加える。

3 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前項の認可については、第二十

七条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

第六十七条 制除

第六十九条中「第一百二十二条、及び第三十五条第二項」を削り、「第一百三十七条から第百三十八条まで」を「第一百三十七条、第百三十八条」に改める。

に、「第四十六条から第四十八条まで」を「第四十七条第一項及び第四十八条」に改め、「取締役の義務」の下に「二百五十八条第一項(欠員の場合の処置)」を加え、「第一百二十二条中「第九十四条第四号又は第六号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十二条第一項第六号」と「第二百五十六条第三項中「第二百五十六条」とあるのは「第二百五十八条第一項」とに改める。

〔第二章 事業協同組合〕を「第三章 中小企業協同組合中央会」に改める。

一節 通則

第七十三条 都道府県中央会は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。

第七十三条から第七十三条规定のように改める。

(種類)

第七十条 中小企業等協同組合中央会(以下「中央会」という。)は、都道府県中小企業等協同組合中央会(以下「都道府県中央会」という。)及び全国中小企業等協同組合中央会(以下「全国中央会」という。)と(人格及び住所)

第七十一条 中央会は、法人とする。

2 中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。(名称)

第七十二条 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一 都道府県中央会にあつては、その地区的都道府県の名称を冠する。

二 全国中央会にあつては、全国

2 中央会以外の者は、その名称中に、都道府県中央会又は全国中央会であることを示す文字を用いてはならない。

〔第二章 事業協同組合〕を「第三章 中小企業協同組合中央会」に改める。

一節 通則

第七十四条及び第七十五条を次のように改める。

第七十条から第七十三条までを次のように改める。

(都道府県中央会)

第七十四条 都道府県中央会は、次の事業を行ふものとする。

一 組合の組織、事業及び経営の指導

二 組合の監査

三 組合に関する教育及び情報の提供

四 組合に関する調査及び研究

五 前各号の事業のほか、組合の健全な発達を図るために必要な事業

2 都道府県中央会は、組合及び中央会に関する事項について、国会、地方公共団体の議会又は行政

一 都道府県中央会の地区内に事務所を有する組合

二 前号の者以外の者であつて、定款で定めるもの

2 全国中央会の会員たる資格を有する者は、次の者とする。

一 都道府県中央会

二 全都道府県の区域を地区とする組合

三 前二号の者以外の者であつて、定款で定めるもの

〔第四章 協同組合連合会〕を削る。

2 代理人は、代理権を証する書面を中央会に差し出さなければならぬ。

7 代理人は、代理権を代理して行うことができる。

〔第五章 企業組合〕を削る。

第七十七条 第七十八条から第八十条までを次のように改める。

(経費の賦課)

第七十八条 中央会は、定款の定め

るところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に对抗することができない。

(加入)

第七十九条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、

都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

2 都道府県中央会は、全国中央会が成立したときは、すべてその会員となる。全国中央会が成立した後において成立した都道府県中央会についても同様である。

3 第七十六条第二項第二号及び第三号の者が全國中央会に加入しようとする場合については、第一項の規定を準用する。

(脱退)
第八十条 都道府県中央会の会員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会員は、三十日前までに予告して、脱退することができる。

2 全国中央会の会員たる都道府県中央会は、解散によつて脱退する。

3 都道府県中央会の会員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会員については、第十九条の規定を準用する。

第八十一条の前に次の節名を加える。
第八十二条及び第八十三条を次のよう改める。

第四節 設立

第九部 商工委員会会議録第十五号
昭和三十年六月七日 [参議院]

(発起人)

第八十一条 中央会を設立するには、その会員にならうとする八人

以上の者が発起人となることを要する。

起人中に、都道府県中央会にあつては五以上の第七十六条第一項第一号の者を、全国中央会にあつては五以上の都道府県中央会を含まなければならぬ。

2 都道府県中央会は、その地区内に主たる事務所を有する組合の五分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

3 全国中央会は、二十五以上の都道府県中央会が会員となるのでなければ、設立することができない。

(創立総会)
第八十二条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公表して、創立総会を開かなければならない。

2 創立総会については、第二十七条第二項から第五項まで及び第七十七条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十四条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」

第八十二条の次に次の二条及び二条を加える。

(設立の認可)

第八十二条の二 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政に提出して、設立の認可を受ければなければならない。

(役員の職務)

第八十二条の七 会長は、中央会を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、定款の定めるところにけなければならぬ。

3 監事は、中央会の業務及び会計の状況を監査する。

(商法等の準用)

第八十二条の八 会長、理事及び監事については、第三十五条第三項及び第六項から第十一項まで、第三十五条の二並びに第三十六条並びに商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との關係)及び第二百五十四条ノ二(取締役の義務)の規定を、会長については、第三十八条、第三十九条及び第四十条並びに民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)及び第五十五条(代表権の委任)の規定を、監事については、第三四七条第二項、第四十八条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十四条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

(規約)

第八十二条の五 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

2 総会又は総代会に開する規定

3 役員に関する規定

4 業務の執行及び会計に関する規定

5 その他必要な事項

(役員)

第八十二条の六 中央会に、役員として会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 会長は、必要があると認めると、何時でも臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、都道府県中央会にあつては総会員の半数以上が、全国中央会にあつては議決権を有する会員が出席し、それぞれその議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

4 定款の変更

5 中央会の解散

6 会員の除名

7 役員の定数及びその選舉に関する規定

8 事業年度

9 公告の方法

10 規定

11 会員の分担に関する規定

12 会員の加入及び脱退に関する規定

13 会員の所在地

14 会員の資格に関する規定

15 会員の加入及び脱退に関する規定

16 経費の分担に関する規定

17 役員の定数及びその選舉に関する規定

18 事業年度

19 公告の方法

20 規定

中央会を代表することができない。

(総会)

第八十二条の十 会長は、定款の定期的開催に於けるより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めると、何時でも臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、都道府県中央会にあつては総会員の半数以上が、全国中央会にあつては議決権を有する会員が出席し、それぞれその議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

4 総会については、第四十七条第二項、第四十八条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十四条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

5 中央会の解散

6 会員の除名

7 役員の定数及びその選舉に関する規定

8 事業年度

9 公告の方法

10 規定

11 会員の分担に関する規定

12 会員の加入及び脱退に関する規定

13 会員の所在地

14 会員の資格に関する規定

15 会員の加入及び脱退に関する規定

16 経費の分担に関する規定

17 役員の定数及びその選舉に関する規定

18 事業年度

19 公告の方法

(顧問)

第八十二条の九 中央会は、学識経験のある者を顧問とし、常時中央会の重要な事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に对抗することができない。

(加入)

第七十九条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、

都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

2 都道府県中央会は、その地区内に主たる事務所を有する組合の五分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

3 全国中央会は、二十五以上の都道府県中央会が会員となるのでなければ、設立することができない。

(創立総会)
第八十二条の二 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公表して、創立総会を開かなければならない。

2 創立総会については、第二十七条第二項から第五項まで及び第七十七条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十四条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

(規約)

第八十二条の五 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

2 総会又は総代会に開する規定

3 役員に関する規定

4 業務の執行及び会計に関する規定

5 その他必要な事項

(役員)

第八十二条の六 中央会に、役員として会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 会長は、必要があると認めると、何時でも臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、都道府県中央会にあつては総会員の半数以上が、全国中央会にあつては議決権を有する会員が出席し、それぞれその議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

4 総会については、第四十七条第二項、第四十八条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十四条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

5 中央会の解散

6 会員の除名

7 役員の定数及びその選舉に関する規定

8 事業年度

9 公告の方法

10 規定

11 会員の分担に関する規定

12 会員の加入及び脱退に関する規定

13 会員の所在地

14 会員の資格に関する規定

15 会員の加入及び脱退に関する規定

16 経費の分担に関する規定

17 役員の定数及びその選舉に関する規定

18 事業年度

19 公告の方法

(顧問)

第八十二条の九 中央会は、学識経験のある者を顧問とし、常時中央会の重要な事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に对抗することができない。

(加入)

第七十九条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、

都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

2 都道府県中央会は、その地区内に主たる事務所を有する組合の五分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

3 全国中央会は、二十五以上の都道府県中央会が会員となるのでなければ、設立することができない。

(創立総会)
第八十二条の二 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公表して、創立総会を開かなければならない。

2 創立総会については、第二十七条第二項から第五項まで及び第七十七条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十四条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

(規約)

第八十二条の五 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

2 総会又は総代会に開する規定

3 役員に関する規定

4 業務の執行及び会計に関する規定

5 その他必要な事項

(総代会)

第八十二条の十一 会員の総数が二百人をこえる都道府県中央会は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会については、都道府県中央会の総会に関する規定及び第五十一条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第七十七条第五項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

3 総代会においては、前項の規定にかかるわらず、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をし、又は前条第三項第二号の事項について譲渡することができない。

(部会) 第八十二条の十二 中央会は、定款の定めるところにより、組合の種類ごとに部会を設けることができる。

第六節 解散及び清算

(解散の事由)

第八十二条の十三 中央会は、次の事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 破産

2 中央会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(清算人)

第八十二条の十四 中央会が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、会長がその清算人と

なる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第八十二条の十五 清算人は、就職の後遅滞なく、中央会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出して、その承認を求めなければならない。

(財産分配の制限)

第八十二条の十六 清算人は、中央会の債務を弁済した後でなければ、中央会の財産を分配することができない。

(決算の承認)

第八十二条の十七 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出して、その承認を求めなければならない。

(民法等の準用)

第八十二条の十八 解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで（法人の清算）並びに訴訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第二百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第二百三十七条第一項、第三十八条並びに第二百三十九条、第四十条、第四十七条第二項、第四十八条並びに第八十二条の十第一項及び第二項、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）並びに商法第二百五十四条第

三項（会社と取締役との関係）及び第二百五十四条ノ一（取締役の義務）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二条の十四」と、第三十八条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

〔第六章 登記〕を「第四章 登記」に改める。

第八十三条第二項本文中「設立の登記」を「組合の設立の登記」に改め、同条第三項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、「前項」を「第二項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 中央会は、設立の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

4 中央会の設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所

四 役員の氏名及び住所

五 公告の方法

〔第八十四条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「前条第二項」の下に「又は第四項」を加える。〕

〔第九十三条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同条第二項中「申請書には」の下に「組合にあつては」を、「証する書面を」の下に、中央会にあつては定款及び役員たることを証する書面を〕を加える。

〔第九十四条中「第八十三条第三項」を「第八十三条第五項」に、「理事會」を「第八十三条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「第八十三条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改める。〕

〔第九十五条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「第八十三条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改める。〕

〔第八十六条第一項中「第八十三条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改める。〕

〔第八十七条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「第八十三条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改める。〕

〔第八十八条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「第八十三条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改める。〕

〔第八十九条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「第八十三条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改める。〕

〔第九十条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「第八十三条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改める。〕

〔第九十一条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改める。〕

〔第九十二条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改める。〕

〔第九十三条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改める。〕

〔第九十四条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改める。〕

〔第八十九条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「第八十三条第三項」を「第八十三条第五項」に、「理事會」を「第八十三条第一項中「組合」の下に「又は中央会」にあつては理事の、中央会にあつては会長」に改める。〕

〔第九十五条の見出し中「新設、移転及び変更」を「新設等」に改め、同条第一項を次のよう改める。

組合又は中央会の事務所の新設若しくは移転又は第八十三条第二項若しくは第四項の事項の変更の登記は、組合にあつては理事又は改める。

清算人の、中央会にあつては会長又は清算人の申請によつてする。

〔第五十五条第二項中「又は登記事項」を「若しくは移転又は第八十三条第二項若しくは第四項の事項」に改める。

〔第九十七条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同条第三項を「又は中央会」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改め、次のように改める。

〔第九十九条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改め、同条第三項を「又は会長」に改める。

〔第一百条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改め、同条第三項を「又は会長」に改める。

〔第一百三条中「組合」の下に「又は中央会」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改め、同条第三項を「又は会長」に改める。

〔第一百二条中「組合」の下に「又は中央会」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改め、同条第三項を「又は会長」に改める。

〔第一百二条中「組合」の下に「又は中央会」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改め、同条第三項を「又は会長」に改める。

〔第一百四条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「第八十三条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「同条第二項又は第四項」に改め、同条第三項を「又は会長」に改める。

る規定があるときは、新法の規定

によつてしまつたものとみなす。

3 信用協同組合又は新法第九条の規定

九第一項第一号の事業を行ふ協同

組合連合会であつて、この法律の

施行の日の前日までにこの法律に

による改正前の協同組合による金融

事業に関する法律第二条の規定に

よる認可を受けていないもの及び

この法律の施行後附則第四条の規

定による設立の登記をしたものに

ついては、この法律の施行の日か

ら六月間は、この法律による改正

前の協同組合による金融事業に關

する法律第二条の規定及び同条の

規定に係る罰則の規定は、なぞそ

の効力を有する。

4 前項に規定する組合であつて、

同項の期間内にこの法律による改

正前の協同組合による金融事業に

関する法律第二条の規定による認

可を受けなかつたものは、同項の

期間が経過した時に解散する。

(運輸省設置法の改正)

第十八条 運輸省設置法（昭和二十

四年法律五百五十七号）の一部を次

のように改正する。

〔定款の認証〕を「設立の認可」に改

める。

(地方税法の改正)

第十九条 地方税法（昭和二十五年

法律第二百三十六号）の一部を次

のように改正する。

〔定款の認証〕を「設立の認可」に改

める。

六条第一号中「農業協同組合中央

会」の下に「中小企業等協同組合

中央会」を加える。

第三百四十八条第四項中「及び

農業協同組合中央会」を「農業協

同組合中央会及び中小企業等協同

組合中央会」に改める。

(中小企業安定法の改正)

第二十条 中小企業安定法（昭和二

十七年法律第二百九十四号）の一

部を次のよう改訂する。

〔中小企業安定法第十四条第一項

と〕を「第六十二条第一項第五

号中「第百六条第二項」とあるのは

「譲渡する」とあるのは「合併す

る」と、同条第一項中「合併又は事

業の全部の譲渡」とあるのは「合

併」とを「第六十二条第一項第五

号中「第百六条第二項」とあるのは

「譲渡する」とあるのは「合

併」とを「第六十二条第一項第五

号中「第百六条第二項」とあるのは

散の命令」と、第六十三条第一項

中「合併し、又はその事業の全部

を譲渡する」とあるのは「合併す

る」と、同条第一項中「合併又は事

業の全部の譲渡」とあるのは「合

併」とを「第六十二条第一項第五

号中「第百六条第二項」とあるのは

「譲渡する」とあるのは「合併す

るのは「前項第一号から第五号ま

で」とを「第六十二条第一項第五

号中「第百六条第二項」とあるのは

「譲渡する」とあるのは「合併す

る」と、同条第一項中「合併又は事

業の全部の譲渡」とあるのは「合

併」とを「第六十二条第一項第五

号中「第百六条第二項」とあるのは

「譲渡する」とあるのは「合併す

五十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項を削る。

第二十五条中「第八条」を「第二条(登記)、第九条の三から第九条の七まで(事業協同組合)」に改め、

「第三十五条第五項」の下に、「第三十五条の二」を加え、「第五十六条」

を「第五十六条、第五十七条、第五十八条」に改め、「第六十六条ま

で」の下に「(第六十三条第三項及

び第四項を除く。」を加え、「第七十一条から第七十五条まで(倉庫

証券等)」を削り、「第九十七条第三項」を「第八十三条第三項及び第

四項」に改め、「第一百六条」の下に

「第二項」を加え、「第十八号及び第十九号」を「第二号の二、第二号

の三及び第十八号」に改め、「第二

十八条中「前条第一項の認可」と「第

十九条」を「第十七条の二、第十九

号」に改め、「第十三条の認可」と「第

十九条」を「第十七条の二、第十九

号」に改め、「第十七条の二、第十九

号」を削り、「第十九条第一項第四号又は

第七十七条第一項第五号」を「第九

条の二第二項第四号又は第九条の

九第一項第五号」に、「法第十七条

第一項第五号」に、「法第十七条

第一項第三号」を「輸出水産業の振興に

關する法律(以下本条において「法」と

いふ。)第十三条の認可」と「第

十九条」を削り、「第十七条第一項第四号又は

第七十七条第一項第五号」を「第九

条の二第二項第四号又は第九条の

九第一項第五号」に、「法第十七条

第一項第三号」を「輸出水産業の振興に

關する法律(以下本条において「法」と

いふ。)第十三条の認可」と「第

十九条」を削り、「第十七条第一項第三号」を「輸出水産業の振興に

關する法律(以下本条において「法」と

いふ。)第十三条の認可」と「第

十九条」を削り、「第十七条第一項第三号」を「輸出水産業の振興に

關する法律(以下本条において「法」と

いふ。)第十三条の認可」と「第

十九条」を削り、「第十七条第一項第三号」を「輸出水産業の振興に

關する法律(以下本条において「法」と

いふ。)第十三条の認可」と「第

十九条」を削り、「第十七条第一項第三号」を「輸出水産業の振興に

項第五号中「第二百六条第二項」とあ

るは「輸出水産業の振興に關す

る法律第十六条第一項」と「企業組合

登記簿及び中小企業等協同組合中

央会登記簿」に改め、「第九十七条

第一項中「第三項」とあるのは

「法第十六条第二項」と、第一百五

条第六号中「第三十二条又は第六

十二条第二項」とあるのは「第六十

二条第二項」と、同条第七号中「第

三十七条」とあるのは「第三十七条

第一項」と、同条第十一号中「合併

若しくは事業の全部の譲渡」とあ

るのは「合併」と、同条第十三号中

「第五十九条又は第八十二条第二

項」とあるのは「又は第五十九条

と」を削る。

(国民貯蓄組合法等の改正)

第七十七条第一項第一号」を「第九

条の九第一項第一号」に改める。

第二十二条 次に掲げる規定中「第

七十七条第一項第一号」を「第九

条の九第一項第一号」に改める。

國民貯蓄組合法(昭和十六年法

律第六十四条)第二条第四号

号第二十号

第七十七条第一項第一号」を「第九

条の九第一項第一号」に改める。

第二十三条 次に掲げる規定中「第

七十七条第一項第一号」を「第九

条の九第一項第一号」に改める。

第二十四条 法律第六号別表乙

二十二年法律第六号)第二十七号

第一号

臨時金利調整法(昭和二十二年

法律第一百八十一号)第一条第一項

(罰則)

第二十四条 この法律の施行前にし

た行為に対する罰則の適用につい

ては、なお従前の例による。附則

第十七条第三項の規定によりこの

法律による改正前の協同組合によ

る金融事業に関する法律第二条の

規定がなおその効力を有する間に

した行為に対する罰則の適用につ

いても、同様とする。

六月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、重油の消費制限立法反対に関する請願(第五六四号)

第五六四号 昭和三十年五月二十六日受理

第五六四号 昭和三十年五月二十六日

第二節 役員及び職員(第十四章)

第三節 業務(第二十五条)

第四節 鉛害賠償に関する裁定(第四十三条)

第五節 監督(第五十二条)

第六節 鉛害賠償に関する裁定(第四十三条)

第七節 石炭鉱業合理化計画(第五十条)

第八節 石炭鉱業合理化計画(第五十一条)

第九節 石炭鉱業合理化計画(第五十二条)

第十節 石炭鉱業合理化計画(第五十三条)

第十一節 石炭鉱業合理化計画(第五十四条)

第十二節 石炭鉱業合理化計画(第五十五条)

第十三節 石炭鉱業合理化計画(第五十六条)

第十四節 石炭鉱業合理化計画(第五十七条)

第十五節 石炭鉱業合理化計画(第五十八条)

第十六節 石炭鉱業合理化計画(第五十九条)

第十七節 石炭鉱業合理化計画(第六十条)

第十八節 石炭鉱業合理化計画(第六十一条)

第十九節 石炭鉱業合理化計画(第六十二条)

第二十節 石炭鉱業合理化計画(第六十三条)

第二十一節 石炭鉱業合理化計画(第六十四条)

第二十二節 石炭鉱業合理化計画(第六十五条)

第二十三節 石炭鉱業合理化計画(第六十六条)

第二十四節 石炭鉱業合理化計画(第六十七条)

第二十五節 石炭鉱業合理化計画(第六十八条)

第二十六節 石炭鉱業合理化計画(第六十九条)

第二十七節 石炭鉱業合理化計画(第七十条)

第二十八節 石炭鉱業合理化計画(第七十一条)

第二十九節 石炭鉱業合理化計画(第七十二条)

第三十節 石炭鉱業合理化計画(第七十三条)

第三十一節 石炭鉱業合理化計画(第七十四条)

第三十二節 石炭鉱業合理化計画(第七十五条)

第三十三節 石炭鉱業合理化計画(第七十六条)

第三十四節 石炭鉱業合理化計画(第七十七条)

第三十五節 石炭鉱業合理化計画(第七十八条)

第三十六節 石炭鉱業合理化計画(第七十九条)

第三十七節 石炭鉱業合理化計画(第八十条)

第三十八節 石炭鉱業合理化計画(第八十一条)

第三十九節 石炭鉱業合理化計画(第八十二条)

第四十節 石炭鉱業合理化計画(第八十三条)

第四十一節 石炭鉱業合理化計画(第八十四条)

する鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区をいう。

この法律で「鉱業施設」とは、石炭鉱業に使用する土地、工作物、機械その他の施設であつて、通商産業省令で定めるものをいう。

第二章 石炭鉱業合理化計画

(石炭鉱業合理化基本計画)

第三条 通商産業大臣は、石炭鉱業審議会の意見をきいて、石炭鉱業の合理化基本計画を定めなければならない。

合理化基本計画を定めなければならない。

その他の石炭鉱業の合理化の目標

審議会の意見をきいて、石炭鉱業の合理化の目標

を定めなければならない。

合理的な開拓を制限する

審議会の意見をきかなければならぬ。

4 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(事業計画) 第二十七条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(取支予算) 第二十八条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収支予算を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

(財産目録等) 第二十九条 事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(事業報告書) 第三十一条 事業団は、毎事業年度過後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(買収の対象) 第三十二条 事業団が買収することができる採掘権は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 その採掘権の上に租鉱権が設定されていないこと。

二 その売渡しの申込の日前六月以内にその採掘権の鉱区において

事業が休止されたことがないこ

と。

三 その採掘権の鉱区における石炭の品位及び生産能率が石炭鉱業合理化基本計画に定める事業団が買収する採掘権の基準に適合すること。

四 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

五 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

六 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

七 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

八 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

九 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

十 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

十一 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

十二 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

十三 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

十四 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

十五 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

十六 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

十七 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

十八 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

十九 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

二十 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

二十一 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

二十二 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

二十三 事業団が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権に係るものでなければならない。

の他の業務に従事していいた鉱山労働者に対する採掘権者又は租鉱権者が負担する賃金(退職金を除く)の支払の債務であつて、その買収の日までに弁済期の到来してあるものを、その採掘権者又は租鉱権者に代つて弁済することができる。

(鉱害賠償のための積立金) 第三十五条 事業団は、その買収した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償に要する費用にあつて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(資金の借入) 第三十七条 事業団は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(資金の借入) 第三十八条 事業団は、第三十六条第一項に規定する納付義務者が納期限までに同項の納付金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

(強制徴収) 第三十九条 事業団は、第三十六条第一項に規定する納付義務者が納期限までに同項の納付金を納付しないときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

(強制徴収) 第四十一条 事業団は、第二十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

(強制徴収) 第四十二条 事業団は、第二百五十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

(強制徴収) 第四十三条 事業団は、第二百五十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

(強制徴収) 第四十四条 事業団は、第二百五十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

(強制徴収) 第四十五条 事業団は、第二百五十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

(強制徴収) 第四十六条 事業団は、第二百五十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

(強制徴収) 第四十七条 事業団は、第二百五十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

(強制徴収) 第四十八条 事業団は、第二百五十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

(強制徴収) 第四十九条 事業団は、第二百五十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

(強制徴収) 第五十条 事業団は、第二百五十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

(強制徴収) 第五一条 事業団は、第二百五十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

(強制徴収) 第五十二条 事業団は、第二百五十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

(強制徴収) 第五十三条 事業団は、第二百五十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

(強制徴収) 第五十四条 事業団は、第二百五十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

(強制徴収) 第五十五条 事業団は、第二百五十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

(強制徴収) 第五十六条 事業団は、第二百五十五条第一項第五号に掲げる業務を行つた場合に、この限りでない。

の例による。

臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

(裁定の申請) 第四十二条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第六十二条(事業着手の義務)の規定は、事業團については、適用しない。

(裁定の申請) 第四十三条 採掘権者又は租鉱権者が事業団に對し第三十一条又は第三十二条に規定する採掘権又は鉱業施設の売渡しの申込をした場合に、

おいて、その採掘権の鉱区又は鉱業施設に係る租鉱権の鉱区に關

ないときは、事業団は、地方税の滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

3 前二項の規定による徵収金の先に次ぎ、他の公課に先づるものとし、その時効については、地方税取特權の順位は、国税及び地方税の例による。

4 通商産業大臣は、第一項の金額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 通商産業大臣は、第一項の金額を定めようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならぬ。

6 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

7 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

8 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

9 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

10 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

11 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

12 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

13 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

14 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

15 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

16 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

17 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

18 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

19 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

20 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

21 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

22 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

23 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

24 通商産業大臣は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

する鉱害の賠償に関する争議が生じたときは、賠償義務者又は被害者

者は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。ただし、

その鉱害の賠償に関し、確定判決があつたとき、又は訴訟が係属し、若しくは調停手続が行われてゐるときは、この限りでない。

第四十四条 事業団が保有する採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償に関する争議が生じたときは、事業団又は被害者は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。

2 前条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(申請の却下)
第四十五条 通商産業局長は、第四十三条の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事案が同条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の売渡しの申請が取り消され、若しくはその効力を失つた場合は、その申請を却下しなければならない。

2 通商産業局長は、前項の裁定を申請することができる。

2 前条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(申請の却下)
第四十六条 通商産業局長は、前条に定める場合を除くほか、第四十三条又は第四十四条第一項の規定による裁定の申請があつた場合に

おいて、申請に係る事案について裁定前になお当事者間の協議により解決を図ることが適當であると認めるときは、その申請を却下することができる。

(聴聞)
第四十七条 通商産業局長は、第四十三条又は第四十四条第一項の規定による裁定の申請があつたときは、その申請書の副本を他の当事者に交付するとともに、当事者の出席を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

2 前項の裁定をしようとするときは、その申請書の副本を他の当事者に交付するとともに、当事者の出席を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(裁定の失効)
第五十条 第四十三条の裁定があつた場合において、採掘権又は鉱業権のうち、鉱害の賠償の申込が取り消され、施設の売渡しの申込が取り消され、若しくはその効力を失い、又は事

業団がその申込を拒絶したときは、裁定は、その効力を失う。

(訴訟)
第五十一条 第四十三条又は第四十四条第一項の裁定のうち、鉱害の賠償の申込に不服のある者は、その裁定書の副本の交付を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができ

る。
2 前項の訴においては、賠償義務者又は被害者をもつて被告とする。

(監督)
第五節 監督
第五十二条 事業団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、事業団に対し、その業務に

関し監督上必要な命令をすることができる。

2 鉱業法第四十一条(命令の手続)の規定は、前項の規定による取消ることを含む。以下同じ。の工事をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならぬことを含む。

2 前項の規定による取消は、前項の規定による取消に大抵の工事をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならぬことを含む。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(開設の工事の許可)
第五十四条 この法律の施行の日から三年間は、鉱業権者又は租鉱権者は、坑口(石炭の掘採のために使用する坑口であつて、通商産業省令で定める構造のものをいう。以下同じ。)の開設(引き続き六月以上使用しなかつた坑口を使用することを含む。以下同じ。)の工事をしようとするときは、通商産業省令で定める構造のものをして、通商産業省の許可を受けたとき、又は不正な手段により同条の許可を受けたときは、

通商産業省令で定める方法により坑口を開鎖すべきことを命じ、又はその坑口を石炭の掘採のために使用すべき鉱区若しくは租鉱区の鉱業権若しくは租鉱権を取り消すことができる。

(鉱業法第四十一条(命令の手続))
第五十五条 通商産業大臣は、前条の許可の申請があつた場合において、その申請に係りて、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 鉱業法第四十一条(命令の手続)の規定は、前項の規定による取消に大抵の工事をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならぬことを含む。

2 鉱業法第四十一条(命令の手続)の規定は、前項の規定による取消に大抵の工事をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならぬことを含む。

2 鉱業法第四十一条(命令の手続)の規定は、前項の規定による取消に大抵の工事をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならぬことを含む。

2 鉱業法第四十一条(命令の手續)の規定は、前項の規定による取消に大抵の工事をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならぬことを含む。

(鉱業権等の取消等)
第五十六条 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が第五十四条の規定による方法により坑口を開鎖すべきことを命じ、又は不正な手段により同条の許可を受けたときは、

通商産業省令で定める方法により坑口を開鎖すべきことを命じ、又は不正な手段により同条の許可を受けたときは、

動のため特に必要があるときは、石炭鉱業審議会の意見をきいて、前条第一項の規定により定めた石炭の販売価格の標準額(以下「標準炭価」という。)を変更しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(販売価格の引下の勧告)

第六十条 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者の石炭の販売価格が標準炭価を著しくこえると認めるとときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、販売価格を引き下げるべきことを勧告することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。
第六十一条 通商産業大臣は、販売業者の石炭の販売価格が標準炭価に適正な利潤及び諸掛の額を加えた額を著しくこえると認めるときは、その販売業者に対し、販売価格を引下げるべきことを勧告することができる。

(生産数量の制限に関する指示)

第六十二条 通商産業大臣は、石炭の需給が著しく均衡を失した場合において、石炭の販売価格が標準炭価を著しく下り、鉱業権者及び租鉱権者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあるため、石炭鉱業合理化基本計画の実施に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき

は、鉱業権者又は租鉱権者に対し、石炭の生産数量の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。

(販売価格の制限に関する指示)

第六十三条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による指示に基く生産数量の制限に係る共同行為のみをもつてしては同項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認めるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対する指示をするとともに、販売による指示をするとともに、販売価格の制限に係る共同行為をすべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び販売価格の最低額その他の共同行為の内容を定めて、告示により行う。(共同行為の期間及び内容)

(共同行為の期間及び内容)

第六十四条 第六十二条第二項又は前条第二項の共同行為をすべき期間は、六月以内とする。

(生産数量の制限に関する指示)

第六十五条 通商産業大臣は、第六十二条第一項又は第六十三条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議する。

2 通商産業大臣は、第六十五条の規定による処分をしたとき、又は第六十六条の規定による届出を受

項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるところに消さなければならない。

(共同行為の届出)

第六十六条 鉱業権者又は租鉱権者は、第六十二条第一項又は第六十三条第一項の規定による指示(前条第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更しなければならない。これと同様とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第六十七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、鉱業権者又は租鉱権者が第六十二条第一項又は第六十三条第一項の規定による指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第六十八条 通商産業大臣は、第六十二条第一項又は第六十三条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

(任期)

第七十三条 学識経験のある者の中から任命された委員の任期は、一年とする。

(勤務)

第七十四条 会長、委員及び専門委員は、非常勤とする。

(報告の微取)

第七十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、鉱業権者若しくは租鉱権者に対し、業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又は石炭の販売業者に対し、石炭の販売価格その他の取引の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第八十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、

その職員に、鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者の事業

を公正取引委員会に通知しなければならない。

(設置)

第六十九条 通商産業省に、石炭鉱業審議会を置く。

(省令への委任)

第七十条 石炭鉱業審議会(以下「審議会」という。)は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、石炭鉱業の合理化に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第七十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

(坑口に関する届出)

第七十七条 鉱業権者又は租鉱権者は、坑口の使用を停止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
4 審議会は、その定めるところに於ける決議をもつて審議会の決議とすることができる。
5 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
6 審議会は、その定めるところに於ける決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(第七章 雜則)

第七十七条 鉱業権者又は租鉱権者は、坑口の使用を停止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(業務又は経理に關する勧告)

第七十八条 通商産業大臣は、石炭の鉱業の合理化のため特に必要があると認めるときは、採掘権者又は租鉱権者に対し、業務又は経理の改善に關する勧告をすることができる。

(報告の微取)

第七十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、鉱業権者若しくは租鉱権者に対し、業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又は石炭の販売業者に対し、石炭の販売価格その他の取引の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第八十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、

その職員に、鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者の事業

第七十三条の五の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 道府県は、石炭鉱業整備事業団が石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第二百四十八号)第二十五条第一項第二号の業務として鉱業施設を買収した場合における不動産の取得に対しても、不動産取得税を課することがきない。

第一百七十九条中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び石炭鉱業整備事業団」に改める。

第二百八十一条第一項中「前項」を第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 石炭鉱業合理化臨時措置法第五十四条の許可が拒否されたことにより石炭を掘採することができない探査鉱区についての鉱区税の税率は、前項の規定にかわらず、同項に規定する税率の二分の一とする。

第三百四十八条第二項中第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の二号を加える。

二の二 石炭鉱業整備事業団が石炭鉱業を整備するため買取して、保有する固定資産で政令で定めるもの

(通商産業省設置法の改正)
第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会	石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会
石炭鉱業審議会	石炭鉱業の合理化に関する重要事項を調査審議すること。

の開発にすること。
要事項を
に改める。